

個別分野の規制改革の進展について

令和 3 年 2 月 3 日
事務局

前回のタスクフォース以降に進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

① 所有者不明土地における再エネ利用に向けた対象の拡大（所有者不明土地法）

要望：所有者不明土地の使用権設定（地域増進福利事業）は、再エネ設備も含む電気事業法上の発電事業が認められている（出力 1,000kW 以上等の要件を満たす電気工作物）。しかし、実際の太陽光発電事業者は、出力 1,000kW 未満の地域に根差す小規模事業者も多く、再エネ導入の最大限導入にあたり、出力 1,000kW 未満の再エネ設備の導入拡大も期待されるため、対象が電気事業法上の発電事業だけでは不十分。そこで、電気事業法の発電事業に準ずる出力 1,000kW 未満の発電事業も対象とすべき。

＜対応の方向性：国土交通省＞

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和 2 年 7 月 3 日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」に従い、本要望も含め、地域福利増進事業が地域の福祉や利便の増進に寄与する事業を対象としている趣旨を十分に踏まえつつ、有識者や地方公共団体などの関係者の意見を伺いながら、令和 3 年中の所有者不明土地特措法の見直し内容の取りまとめ、令和 4 年の制度見直しに向け、検討を進めていく。

② 風力発電機への航空障害灯の設置条件の緩和（航空法）

制度：高さが 150m 以上 315m 以下の風力発電機については、タワー中間部及びナセルに「高光度航空障害灯」の設置が必要となる場所、隣り合う風力発電機の間隔が 900m 以下であり、かつ設置された航空障害灯が同時に閃光又は明滅する場合には、これらの風力発電機を一つの群とみなし、次のとおり航空障害灯の設置基準が緩和されている。

- ①航空障害灯の設置義務の対象を、個々の風力発電機ではなく、風力発電機群内の風力発電機のうち、群の輪郭を示すもの及び群の中で最も高いものとする。
- ②設置する航空障害灯を「高光度航空障害灯」から「中光度航空障害灯」に変更することができる。

要望：①風力発電機が 10MW 級以上の大型である場合、風力発電機の間隔が 900m を超えて設置されるため、群としての緩和措置が適用されず、すべての風力発電機に対し「高光度航空障害灯」の設置が必要となる。その場合、コストの増加や周辺環境への影響も懸念されるため、900m を超える間隔でも中光度航空障害灯の設置を認めている海外事例を踏まえた設置条件の緩和をすべき。

②また、風力発電機群と認められた風力発電機のタワー中間部に設置する航空障害灯について、国際民間航空機関（ICAO）の基準においては「低光度航空障害灯」が推奨されていることから、日本国内においても現行の「中光度航空障害灯」ではなく「低光度航空障害灯」とすべき。

<対応の方向性：国土交通省>

「風力発電機の視認性評価試験の実施など航空機の航行の安全を確保するための評価・検証を行うとともに、その結果や国際基準等を踏まえ、学識経験者、運航者、風力発電機設置者等から構成する検討会において令和3年度内に設置基準の緩和策を取りまとめ、速やかに基準を改正する。」

③ 農地所有適格法人制度の事業要件における営農型太陽光発電・バイオマス発電等の売電収入の位置づけの明確化（農地法）

要望：農地所有適格法人に該当する4要件の1つとして、主たる事業が農業及びその関連事業であり、その売上高が事業全体の過半でなければならないという「事業要件」がある。営農型太陽光発電による売電収入が、農業に関連する事業として明確には位置付けられていないために、比較的大規模に農業を展開している農地所有適格法人が営農型太陽光発電設備を導入することへの阻害要因になっている。そこで、農地法施行規則第二条に、「営農型太陽光発電、並びにバイオマス発電及びバイオマス熱供給」を追加するなどして、営農型太陽光やバイオマス発電等の売電収入が事業要件を満たすよう農業の関連事業として明確に位置付けられるようにすべき。

<対応の方向性：農林水産省>

「農業と一体的に行われる営農型太陽光発電事業、バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給事業について、農地所有適格法人の関連事業に該当する旨、令和2年度内に省令又は通知で明確化する。」

④ 気候変動リスクの開示に向けた取り組み

要望:企業に対して、国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」に準拠した形で、気候変動リスクの開示を求めていくべき。

<対応の方向性：〇金融庁、経済産業省、環境省>

「サステナビリティ情報の報告基準に関して国際的に様々な枠組みが存在している中、我が国としても、国内関係者と連携して、サステナビリティ情報に関するより統一的な報告基準の実現に向けた国際的な議論に参画。金融庁では、以下の検討を行うこととしている。

・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」では、中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた議論を行っており、その中でサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）についても令和2年度中に議論を実施。

・「サステナブルファイナンス有識者会議」では、企業による気候関連開示の充実を含め、2050年カーボンニュートラル実現に向けた金融資本市場の適切な機能発揮に向けた課題や取るべき施策等について、令和3年1月より議論を実施。

こうした議論を通じ、サステナビリティに関する情報の開示の在り方について、検討を進める。なお、検討にあたっては、投資家の投資判断における情報の有用性、開示する企業の負担等を総合的に勘案しつつ議論を行う予定。スケジュールについては、国際的な議論の動向等も踏まえて検討。」